



新春号

燃えたてよ!

# 税理士の使命感

'74年新春に思う 会長 荻野弘康



一九七四年は、激動の幕明けてある。

物価高に悩む国民、石油不足に起因する生産の停滞、日本経済は、第二次世界大戦直後にも匹敵する危機にひんしている。

高度成長政策によって名目的な経済成長を遂げる中で、中小企業は、恒常的な人手不足と時おり行なわれる金融引締めによって、その安定成長を妨げられてきた。

中小企業は、自らの興廃をかけて、持前の勤勉さと英知を結集して、ありとあらゆる合理化にとり組みこれらの高浪を乗り切ってきた。ようやく安定成長のペースをつかみかけた矢先に起きた。オイルショックと高度成長政策の破綻は、中小企業に新たな重荷を背負わせることとなった。

中小企業は、「人」も「金」も

「物」も極度に不足がちな経営環境の中でどうやって生きていくのだろうか。

個人タクシーの燃料が一番先に減らされ、中小工務店の建材の供給は止まり、それぞれ「生存権」をかけて街頭デモに打って出た。

昭和四十八年十二月の企業倒産は件数で九百件をこえ、負債金額では戦後二番目の記録となった。

原因別ではインフレ、モノ不足による倒産が著しく増加し、昨年一年間のインフレ、モノ不足による倒産は七百二件にも達し、中小企業に厳しい経営危機を反映している。

倒産の増勢は続き、三、四月をヤマにその後も高水準で推移するものと予想されている。

中小企業の危機は、税理士の危機である。

我々は、このような憂慮すべき事態に直面し、中小企業に影響を与える法律の制定改廃と中小企業を苦境に陥し入れる諸要因に敏感に反応を示さなければならぬ。大企業が巨大資本に物をいわせて「売り惜しみ買ひだめ」を行ない、エリート社員を大勢抱えて、中小企業を踏み倒していく様は、正に、弱肉強食の無法地帯を思わせるに充分なものがある。

近代 家においては、「法」があり、弱者と強者を法の下に平等の位置におかしめようとしている。このような「法の精神」の実現こそ、近代国家に課せられた責務なのである。

ところが、現実には、中小企業と税理士の周囲に惹起している法律の制定改廃をみると、強者は益々強く、弱者は益々弱くなった。強者が益々強くなる方向に進んでいることを指摘せざるを得ない。

我々が、「法の精神」を犯す「法案」に反対するのは、当然のことである。

今国会に上程されている「商法改正案」の内容が、「大企業の粉飾決算を合法化し」「租税法律主義を崩壊させ」「立入り調査権や記帳義務の強化により、中小企業を圧迫する」等々大企業優先の法案であることは明白である。

「商法改正案」は、租税特別措置法によって大企業が立法段階で租税回避をしている考え方と同一の延長線上にあると言っても過言ではない。

我々は、国民のための税理士制度をつくるための使命感に燃えるとともに、「税理士法改正に関する基本要綱」の精神を踏みにじろうとする「商法改正案」を全国青税連の総力を結集して粉碎しなければならぬ。



●はや七十四年を迎えた。

青年期の税理士会にとって無事平穏な年はないが、ともかく全国の会員諸兄弟の一年の健勝を祈念する。

●青年の純粋性と行動力こそ唯一のわれわれの説得力であると思う。

●商法もいよいよ大詰め。

ここ二、三ヶ月の努力により税理士二、三十年間を保証できれば大して苦にもならない。

まして次の税理士法改正のための肥料を播いていると思えば。

●しかし、税理士会というところはマカ不思議なところ。

半年前迄の商法反対総決起大会の決議が瞬時に一片のホコとなる。

●批判と批難は違う。

批評し建設的意見を述べることと欠点のみをあげつらうことは異なる。青年とは批判の思考方法を継続し得る者のみをいう。

本年度も前半を終了した。これを活動の成果及び反省の時期としたい。

商法問題では日税連の突然の退後で、全青税は未験の試験に曝されることとなった。そのプロセスには厳しさがあつたが、国民会議の誕生へ連携させ、これで運動の途絶を防ぎ、むしろ質的転換を遂げることで法案を国会で立往生させ得ることが出来たのである。私心を捨てて「商法」の本質に迫ることから、国民的な認識を広げたことは成果として高く評価出来る。

幻の運動

付帯決議の明文化

日税連を「商法収束」へ追い込んだ状況が或る意味で推測出来る。それ故に「付帯決議の明文化」運動が、いかに空しい幻であることか。古今、洋の東西を問わず脱落者は、必ずこのように問題のすりかえで自己弁護に専念する。自己弁護はその範囲において、卑劣ではあるが敢えて追及しない。しかし問題のすりかえを運動とする以上、真実の目を奪う悪辣な結果となるから断じて許すことは出来ないのである。そこに云う「収束は」今や、「敗北」と同義

語であることが鮮明となつた。これを日税連の決定であるとして論理に優先させ、これに従うことを以って「規律」であると云う主張を破滅にも全青税に持ち込んでくることは、本末転倒も甚しい。われわれは商法運動の過去において、一度でも日税連を保護者と考へたことは無かつたし、また日税連への忠誠から「商法」に抗していたのではない。

張 孟

極限に耐え

自主性を貫ぬこう

自主急こそ我等が真価

二十余年前になるが、敗戦下の悪性インフレと低賃金、首切り旋風から労働界はゼネストを計画した。いわゆる二・一ストであるが、時の権力GHQ(進駐軍)は直前に中止を命じ、決行か中止かで議論が割れ、中止が大勢を制して権力に屈した。これが日本の戦後史に印した影響は深刻であつた。どうしても「Q」には抗し得

ぬとの諦観が一般化して、これが占領期間の未曾有の長期化となり(近代史に稀なほどである)、引續いて独裁にも等しい保守政権の持続という。今日の現象をもたらししたのである。

「収束」はユダの行為  
日税連の前会長は、税理士法改正の運動を想定して「商法収束」を決断したと説明し、同理事会もこれを躊躇なく追認した。額面どおりとしても、「商法」を国民的視野で判断すれば、税理士

性を放棄する事に通じる。これこそ日税連を批判する資格を失ふことである。その結果、真面目な会員に断絶感を与え、今後の組織活動は全く無気力なものとなるであらう。

の職益と交換したことであつて、たかが銀三十枚でキリストを売り渡したユダのパターンである。すでに知られる通り、日税連による税理士法改正の基本要綱は、納税者一国民の権益擁護が根幹をなす。それだから「商法」とは底辺において決して、税理士法改正の運動と異質で無いこと、これを反対し阻止することこそ、法改正への一里塚であることを強調して来た。

ここで国民の利益を損つては、基本要綱にある納税者の権益擁護は空文となる。これはロジカルな問題ばかりでなく、今後の法対活動に当り、日税連の体質に警戒を覚えるのである。

「商法」に限らず制度問題で、われわれは今後も極限に立たされるであらう。極限に至りはじめて真偽が明瞭となる。制度の確立は妥協や敗北の産物ではない。鋭く矛盾と対立し未験の試験に耐えてこそ約束される。こうしたわれわれを分派と名指すのなら、輝しき分派として甘受して良い。

極限こそ真偽の鏡

# 確信をもって前進しよう

## 村田昭君の投稿に思う

境 燦 (大阪)

村田昭君が全青税を退会したことを知ったのは、確か昨年十二月初め、高橋大税会副会長とある用務でお話している際のことである。その後、彼の記した48・11・12記「全青税の会員諸兄に訴える」のコピーを入手し通読して間もなく税理士界12月11日、号さらにN P通信で同主旨の掲載文を見てアット驚いた次第である。

それは、彼が全青税を退会したこととは別にその行動力の敏捷さと自己弁護力の逞しきである。

私が彼と知り合ったのは昭和44年彼が全青税の代表幹事に就任した年で私が税対委員として初めて全青税活動に入った時であり、以来私は理事として又税対委員として全青税活動を共にした仲間であった、その間彼の行動力の逞しさを、全青税に対する熱情には尊敬の念をいだいていた者であるが、その彼がとった今回の処置は何とも後味の悪いしかも強烈な人間臭さを見せつけられた思いで誠に残念でならない。

彼が全青税を退会した理由は機関紙第19号、第23号、48・11・27記の弁明書、税理士界第61号それにN P通信等への一連の掲載文より全青税執行部の事業活動に対する批判と独善に対する抗議の手段として取った処置であると弁明しておられるが、もしそうであるならば彼は会長職を辞したのちも理事(彼の言によれば平理事)であったはずであり理事会で堂々と自己主張を何故しなかったのか、私の記憶が誤っていないければ彼は47年度以後は一度も理事会に出席していなかったと思うが何故か、元会長であった者が平理事として出席し発言することに何かの抵抗を感じてのことでもあるまい。

さらに、機関紙23号に掲載された村田論文については10月23日の理事会で延々数時間にわたって広報部の独自性について論議がなされ、機関紙としての性格づけが明らかにされたのであるがここでは紙面に制限があるため省略するが、朝日、毎日等の日刊紙と同様

完全な独自性を主張することには限界があるとの見解が民主的な討議の末に示されたものであり、彼が述べている如く執行部権力が広報部に圧力をかけたものだとか執行部批判をするものは切れとか会報に掲載すべからずといったものではないことを青税連の名譽のためにも明らかなにしておかなければならない。

理事会での発言にも村田論文はその内容から執行部批判といった建設的提言とは云いがたく単に自己主張をしているにすぎず論旨そのものの中傷としかとれず又、現会長が就任前に重点方針原案の相談に來たさい提案した「総合企画室構想」を理事会が否決したことに対する批判文などはまるで院政を思い出させるようではないかとその批判が加えられた、さらに署名簿の取り扱いについて鹿兒島、埼玉両連盟の意向などは事実上反したもので私が代議員総会直前に税対委員長として両連盟の代表者に署名簿の中間集計報告を受けるべ

く電話)をした際にもそのようなど意見は一言も聞いておらず両連盟より議案書通りのご報告を受けた次第である。彼の言動は何を意図しているのか全く不可解なことといわねばならない。

彼が全青税の理想の灯を永遠にともしつづけることを真に願うならばこのような一連の仰々しく派手な行動に走らず自我をおさえ冷静な判断のもとに共に考え共に行動すべきではなかったか、全青税の今日あるのは先輩会員のそして現会員の英知と努力により営々と築き上げたもので一人の指導者の力によるものではないことを我々は銘記しなければならぬ。しかるに彼の一連の文章をみるかぎり全青税は彼一人の業績であるかのごとき印象をあたえているが、この様な言動は元会長職にあった者のとるべき態度ではないのではあるまいか。

現執行部は彼が云っている如く独善的でも権力的でもない。總會での決定事項に従い理事会での民主的な討議を経て会務執行を行なっていることを全国の会員諸兄に責任をもって報告し、執行部は常に反省の上に立って現実をみつめつつ会務運営を行なっているし、これからも会員と共に前進することを確信をもって断言する。

## 全国青年税理士連盟 「ヨーロッパ税理士制度視察団」の御案内

西ドイツ・フランスを中心にイギリス・イタリア・北欧三国などの職業会計人の生活・職業立法はどうなっているかを視察します。

期 間 4月末日から5月初旬まで  
費 用 30万円(他に各コースにより10万円~20

万円を御用意願います。)  
事務局 東京都中野区東中野1~51~13  
秀和中野レジデンス602号  
TEL 03-371-5571  
税理士湖東京至事務所

# 納税義務と税理士の使命

伊 藤 信 幸 (東京)

Ⅰ 租税平等の原則について  
それは納税に対してすべての人が相等的な事である。即ち本来的に考へるならば、そこには権力者であるが一般国民であるがすべての人々が相等的な事を言うのである。それではたして租税の平等という事はありえるのでろうか、私は理念としての租税の平等はありえると思う。なぜならこれは我々が理性の判断によつて得た

最高概念であるからだ。しかしながら今は資本主義国家である。この中にはおいては租税の平等は力関係で異なるものだ。でもここで我々税理士は理念として租税の平等を常に求めて仕事をしたいかなければならない。理念としての租税の平等はどんな体制になつてもどんな力関係によつてもそれは変らないからだ。

## Ⅱ 租税平等の原則

一言でいえる事は理念として考へると現在の税法は平等でない点ばかりあるように思われる。たとえば大法人と中小法人を比較した時税法は大法人優遇の構造的特質をもっている又個人所得者相互間の観点からの不平等についてみるならば利子所得、配当所得、譲渡所得についての優遇が顕著である、すなわちこれらの所得のある人は一般に高額所得者でこのようになんかに税負担が低くなるようにされている。

## Ⅲ 税務代理等の独占について

税理士に独占があたえられているがゆえに小規模企業すなわち税理士に経済的に依頼できない零細企業の問題が上げられる。これは理念としての租税の平等という点から考へると税理士の独占業務とある事になる。しかし私は税理士の税務代理等の独占

は理念としての独占をいつているのであつて理念としての平等は何ら矛盾しないと思う。すなわち我々に独占があたえられているのは高度な知識と教養が必要であり又国民の財産権を守る為の非常に重要な仕事についているからである。ただ我々税理士は、今まであまりに独占を歌うがゆえに、義務をはたす事を忘れて来たように思われる。我々は独占という権利を主張する一方で積極的に義務をはたすべきだと思ふ。そこに初めて理念としての平等を実現していくに大切な理念としての独占の意義があるのだと思ふ。

## Ⅳ 税理士の使命について

まず理念としての平等を求め、その上で理念としての独占を求め行動していかなければならないと思ふ。しかるに現行税理士法のよいうな中正の立場に立つて行つた税務は税務当局の補助的機能を果たす為のものであつて理念としての平等理念としての独占とは大きく矛盾するのである。ここで我々税理士はあくまでも納税者の権利擁護の為に税理士業務を行なわなければならない。

すなわちまず納税者の権利擁護をするかたわら現法体系を認めたと上で、納税者には適正な納税を

指導し、当局の不当調査に対しては阻止して行き他方現税法体系の不平等に対しては、理念としての平等、理念としての独占を実現さ

せるためにこれを改正していく方向に行動しなければならない。と思ひます。

# 税理士の秘守義務

藤 本 要 (大阪)

租税収入が国家の財政収入の大部分をしめる国家を租税国家といふ、その成立は近代国家以降であり先進国のはほとんどが租税国家である。

我が国においてもその財政収入の大部分が租税によつて賄われており、租税のあり方が国民から金銭が反対給付なしに国家権力によって国民生活のあり方に重大な影響を与えており、それは単に国民の財産権だけではなく、人々の生存権をはじめとするさまざまな人権を侵す危険性がある。そこで国民

にした規定でもある。租税法主義の原則はこのよう明文規定がなくとも国民代表による立法の原理を定めた憲法構造のもとでは自明の原則であり、第41条の規定からもこの原則を引き出すことができる。

納税者の人権を国家税務行政の専断的恣意的な租税の賦課徴収から擁護するため、租税の賦課徴収は租税法主義の原則に拠らなければならないと定めたのが憲法第30条及び第84条の規定である。

しかしながら行政権優位の構造をもつ現代においては、この原則の実践的機能が強調される必要がある。なぜなら税法の国会での審議はほとんど無修正であり、法律委任による政令、税務行政の内規である通達等、税法制定の主導権は行政側にあるため現実的にはこの原則は歪められているからである。

憲法第30条は納税義務だけの規定では、租税法主義を明らかに

ここに納税者の代理人としての税理士の存在が社会的に要請されるゆえんがある。

さて税理士が納税者の依頼により税務代理、税務書類の作成等に当り、依頼納税者の脱税所得を発

# 納税者の権利擁護

(48・11・17)

最高概念であるからだ。しかしながら今は資本主義国家である。この中にはおいては租税の平等は力関係で異なるものだ。でもここで我々税理士は理念として租税の平等を常に求めて仕事をしたいかなければならない。理念としての租税の平等はどんな体制になつてもどんな力関係によつてもそれは変らないからだ。

# 適正な納税義務の実現

シンポジウム報告

見ずる場合がある。脱税所得の形態としては、会計処理の誤り等過失による場合と二重帳簿等故意による場合とがある。前者の場合には税理士の指摘により容易に是正することができる。そして問題となるのは後者の場合である。

## 納税者の脱税

を黙認して税務代理等をした場合にはその税理士は税理士法第45条の規定により「税理士が故意(第1項)又は相当の注意を怠り(第2項)真正の事実に対して税務代理若しくは税務書類を作成したときは懲戒処分を処す。」と定められている。この規定は後述の第38条の規定と実際には矛盾するが現行税理士法が税理士取締法の性格上いたしかたがないが将来の税理士法改正の際に削除すべきである。

ここで我々は税理士法第38条により税理士には秘守義務が課せられていたことを銘記すべきである。即ち税理士はその業務を行う

に当り納税者の所、財産等プライベートの秘密を知る機会が多い。これらの秘密はこれらの秘密を税理士に打ちあけることによりその職務を忠実に履行ことができ、そこに相互の信頼がなければならぬはずである。違法な行為は秘密でなく何んであろう。他の自由職業人にも総てこの秘守義務が課せられており、これらは憲法の基本的人権の尊重の精神が基盤となっているのである。

税理士がこれに違反した場合は一般懲戒があるほか、刑事責任として納税者の告訴により処罰される。唯本人の許諾ある場合、裁判所の証人喚問により(この場合でも刑法第140条の規定の準用で証言拒絶権を行使することが認められている)その知得した秘密を口外しなければならぬ等正当な事由がある場合は除かれる。

秘守義務違反に問われるのは税理士及びその使用人のみであり、その他の人々、即ち非税理士行為を行っている個人や各種団体の職員等には適用されない。故に秘守義務が課せられないこれらの人々が関与している納税者の権利は真に擁護されていないであろう。我々税理士はこの規定を重要視

## 租税公平と納税者の権利

細 江 美 幸 (名古屋)

し、そして納税者に訴えるべきである。「真に納税者の租税法上の權益を」と。

の正規の税理士のみである。」と。

1、現在の税務調査の行なわれ方現在分類されつつある法人のランク付けを次のごとく評価する。

良い点……対象を適格に把握できる。

人員の削減、調査の効率化  
申告者の品位の向上

悪い点……ランク付けの根拠が明確でない。

一方的な決定である納税者側の意向が反映されない。  
公平が守られているかどうか問題がある。

2、事前調査について

なぜ必要か、法律的に可能か疑問をいだかざるを得ない。

一般的には、申告、納税・調査という手続を経るのを申告前に調査(指導)を行う点に問題がある。

メリットとは何か

(イ) 優良に近い法人については一般の調査の代りに簡略に処理できること。

(ロ) トラブルが少ないこと。  
(ハ) 税理士としても、トラブル

が少ない点から歓迎できるところ。

しかしこれは租税法主義の原則を逸脱し、法律外行政を許す素地を生む。また、調査自体が安易に流れていないかということ、さらに、申告モラルの低下を招く場合があることから賛成できない。

3、現在の措置法  
現在の措置法は、一面税の機動性に使われる反面、行政の手段ことに圧力団体の好餌になっている感すらある。

4、通達行政の問題点  
現在、この通達は税の運営上、不可欠に近い重要な地位を占めているが、問題はその決定の手続にあり、現実の運営面において、法律と同等に近い力を発揮している通達の決定は、①官庁、②納税者、③中立(税理士)の三者の協議による審議会等の決定を経るのが理想的と思われる。この改善がなければ、真の租税法主義とはならず、特に税理士が、納税者に代

って取り組むべき問題であろう。5、ニセ税理士行為について  
真のエキスパートによらない所の指導等は、納税者の権利を守っていることにはならない。

6、確認書と税理士  
この名古屋局管内で試行されている制度は、会計士の監査同様、画期的なものと言えよう。  
税理士のモラルの向上維持に努め、将来は、全国的かつ恒久的な制度とすべき努力が必要かと思われる。これの利点の一例を挙げれば、官庁の調査とは異なり、サンプル調査ではなく、全個数調査であり、全納税者に公平であること。また、納税者、税理士、官庁の三者に、相互の信頼関係が生まれること等々である。

さらに将来、「税務監査基準」等を作成し、各税理士の恣意的部分を極力少なくし、例えば、商法に合一しない財務諸表の作成をした場合の問題などを解決しないと行き詰まりになる虞れが十分にある。こうして相互の信頼性向上の手を打ってこそ、真の制度への道が開かれるものと確信する。

# 税理士制度視察団へのアドバイス

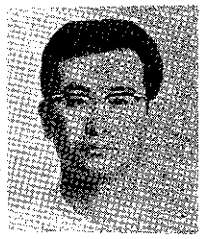
湖東京至 (東京)

第一回視察のもち帰ったもの

本年三月に「ヨーロッパ付加価値税視察団」に参加した。この視察団はヨーロッパ諸国の付加価値税の実体を調べることを主としたが、我々はそのために中小業者や大蔵省などの他に各国の税理士会や税理士事務所を訪れている。

イギリス、オランダ、ベルギー、オーストリー、西ドイツ、フランス、スイス、イタリー、ノールウェーでは会計士・税理士事務所を訪ねた。オーストリー、イタリー、ノールウェーではその協会の幹部と面接している。

当然のことながら、その国の税理士制度について質問をしたのだが、やはり今回は付加価値税が中心で、下準備もしていらず、時間も限られているので、ほんの入口の程度に終わったのだが、それでも



我が国においては想像だに出来なかつたまま新し

い資料を得ることが出来た。この第一回視察団の何よりの成果は各国のそれら会計人と友好を深めた事、つまり、知り合ったということである。我々視察団のために、大切な時間をとっていただき、あまつさえ食事をごちそうになったりした。我々は我國税理士制度の資料なども今回は持参せず手みやげ程度にもかかわらず、心暖まる解答をしていただいた。この結びつきは必ず今後役立つと確信している。

## 第二回視察団に大きな期待

さて、来春四月〜五月に予定されている第二回のヨーロッパ視察団は「ヨーロッパの税理士制度」を中心テーマとして計画されている。第一回の足がかりをもとに、調査すべき事項をあらかじめ勉強し、視察団員がそれぞれ担当する国について充分予備知識を持つてのぞむべきであろう。そうしたなら、我國ではじめて未知の諸制度も紹介され「税理士法改正運動」にとつても貴重な役割を果すことになるであろう。ヨーロッパ税

理士制度視察団」の成功を心から期待するものである。

興味深いイタリー、西ドイツではヨーロッパ諸国は一体どのような税理士制度をもっているのであろうか。まず一口に云ってみるなら次のとおりである。

イギリス 公認会計士制度一本  
オランダ 公認会計士と計理士制度

ベルギー フランス型

オーストリー 西ドイツ型

西ドイツ 我國とよく似ている

イタリー 我國とよく似ている

スイス 計理士制度

フランス 公認会計士と実務家

ノルウェー フランス型

大別すると、西ドイツ型と、フランス型となると思われる。両者の大きなちがいは、西ドイツ型は全て国家試験合格者によつて組織されているのに対し、フランス型は

国家試験による公認会計士の他は実務経験者や専門学校卒業者によるコンサルタントの二本立てであることである。イギリスもその点では西ドイツ型に入れてもよいと思う。フランス型の無試験のコンサルタント組は、ちょうど我國の旧計理士とよく似ていると考えればよいと思う。

## 西ドイツの税理士制度

西ドイツは我國とよく似ているといわれるのは勿論一面的であつて、つまり似ていると云える点は、全ての会計人や経営コンサルタントが国家試験によるという側面をとらえたものである。

現行の西ドイツ税理士法(Steuerberatungsgesetz)の下においては税務代理士(Steuerbevollmächtigter)シュトイエルベフォルメヒティヒテ)といわゆる税理士(Steuerberater)シュトイエルベラター)の二つの名称の異なる税理士がいることはよく知られている。この二つは受験学歴を異にする点がちがうだけでほとんど同一の仕事を行っているため、近い将来一本化される方向に官民共に努力しているようだ。

株式会社の監査を行うことが出来る者(いわゆる公認会計士)は税理士のうちから経験を積んだ者が再び受験しなければならず、現在税理士五、〇〇〇人の内二〇%の一、〇〇〇人程がこれを行っている。西ドイツではこの職種を「監査人」(Wirtschaftsprüfer)と呼んでいるが、アメリカ型の公認会計士と異り、税理士制度の中から派生しており、会計人はその意味では一本化しているわけである。たゞは税務代理と監査業

務の相反性についてどのような取扱いになっているか知りたいところである。

西ドイツの税理士制度で最も学びたい点は税務訴訟代理権についてである。大陸法の主流をなす西ドイツ行政法の下における税務訴訟代理権の存在は大きい参考になる点が多いであろう。

次に試験制度についても興味がある。いわゆる特試はないと聞いている。科目免除制度はある。

また税理士自身並びに税理士会に対するフィナンツアム(大蔵省)の監督権については西ドイツではほとんどないといわれている。むしろ会が積極的に租税法の立案にタッチしているように伺える。

会計業務を含めて独占的に業務となつているというのが事実だろうか。商工会議所などで扱う零細業者のためのコンピューターセンターがあるわけだが、その関係はどうなつているのだろうか。

税理士法人(Steuerberater-Gesellschaft)が一定要件のもとで認められているというが、その実態はどのようなものであるか。

などなど、識りたいことがつきつきに浮んで来る。きっと来年の夏にはこれらのことが手にとるようになり報告されることであろう。それを強く期待してほんの入口の報告としたい。

# 盛岡で全国青税研修会開催さる

西 川 広 (岩手)

全国青税では地方の個人会員の組織化を重点に置いて、活動を行っているが、去る10月20日盛岡に会長荻野弘康、商法対策特別委員

## わが友 大野真一君 (名古屋)

伊 勢 学

大野さんとは税理士開業当時からつき合ひであるからかれこれ六年位になる。この間一年先輩であるためいろいろと税理士について教えていただいた。若さに似ずなかなか出来た人である。だからどうか知らないがみたところ潑刺としているとは云いがたい。無類の世話好きであり私の結婚式の司会役まで引き受けてくれた有難い人である。本人に云わせると麻雀の実力は



あるのだが競技会になると全然勝てず、自ら無冠の帝王と云っていたが、先回の全青税箱根大会に於ける競技会で初めて優勝をして溜飲を下げたようであ

より岩手県民会館が用意され、税理士試験一部合格者も含め一三名の参加者を見て、荻野会長の挨拶に始まり、商法問題、税理士制度問題について二時間余りにわたり、熱心に討議が行われた。地方の場合今年度代議員総会懇談会にも見られたように、ことに商法問題に關しては事の重大さの認識が

る。但しこれには非常に優位なる条件があったからで本来なら優勝どころではなかつたのである。

なぜならば、これまでの競技会には私が必ず参加しておったので実力があるとは云え、私には及ばない為、いつも下位にいたのであるが、箱根大会に限り私が欠席したためなのである。長所、当然のことながら頭が良い。(税理士の資格十分あり)短所、年間を通してほとんどラクダのモモヒキを愛用している事。特技、一ラウンド百五十以上にてゴルフのプレーをすること。



十分に、されていらないと思われるところもあり、ことにこの点を十分考慮して商法の問題点を会員に報告すると共に研修会として討議された。その反面、税理士制度問題はことに感心が深く、特別試験制度の廃止問題等を青税のスローガンとして取り入れて欲しいとの要望もあり、これらを中心に税対策委員長が税理士制度の問題点を報告した。また商法改悪反対運動は税理士法改正の為の運動であること、署名運動の趣旨、20億円基金の目的等をも報告し、会員の関心を集めた。

このように地方での積極的な研修会の参加は青税としても一つの大きな試みであり、今後とも積極的な活動として行いたい。なお地元盛岡の会員より毎年定期的な研修会懇談会を持ちたい旨も発言され、青税としても全国的な声として起つて来ることを待ち望みたい。

また、研修会の後は盛岡名物「わんこそば」の食い競争を行い、会長に続いて両委員長が上作を占めて、その意気を地元会員に示し、商法改悪反対運動の成功を約束して散会した。

## 横山代議士に質問書を送付

税政連55号に掲載された横山利秋(社会党)代議士の発言の中に当連盟に直接係わり合う箇所があったので次の如き質問書を送付し、回答を求めたこととした。(一月八日)

(1) 参議院の自主性につき「党議は生きていくけれども、事態急変を受けて、その扱いは参議院のトップに一任する」とはどういうことか。

(2) 「原案を作るにも、付帯決議を作るにも、青税連幹部の皆さんも参画している」とあるが、全国青税連は、機関として、正式に参画した事実はないので、その事実関係の有無を問う。

(3) 商法は、税理士対公認会計士の問題だけでなく、国民生活に影響する重要な基本法である、我々が指摘している「改悪の本質」と「税理士と公認会計士の職域争い」は、論外、異質と考えられるが、先生の御見解を問う。(紙面の都合上、要旨のみを掲載しました。)

本年度に入つてすでに岩手、青森、福井をはじめ、全国各地に積極的に出向し、懇談会、研修会を行ない、執行部と地方会員との意見交換を重ねており、相互理解は急速に高まつている。

10月20日 岩手県盛岡市  
詳細は、本紙西川広記参照

## 「組織拡大報告」 全国13地区で懇談

11月8日 熊本

県熊本市

荻野会長、平

山東京青税連

会長出向、地

元の個人会員

七名出席、制

度問題を中心

に懇談会。

11月9日 鹿児島

島県鹿児島市

11月10日 同

荻野会長、平

山東京青税連

会長出向、鹿

児島青税の月

例研究会にて商法問題、税理士法問題、署名運動の問題などで意見を交換し大いに理解を深めた。地元会員十名出席。

11月17日 静岡県浜松市

荻野会長、唐木田総務部長出向、浜松地区の代議員会と兼ねて懇談地元より十八名出席し、

商法問題を中心に懇談、浜松地区の団体結成の動きも強まる。

11月20日 長野県諏訪市

荻野会長、寺沢前会長出向し、制度問題全般と商法改正反対国民会議の模様について本部より説明し、質疑を行なう。

11月22日 高知県高知市

荻野会長、大西副会長、西川副会長出向。

◎制度問題全般(荻野)

◎商法問題 (大西)

◎地方の動き (西川)

高知、高松の会員が十五名出席し、質疑を行なった。

12月1日 鹿児島県鹿児島市

荻野会長、唐木田総務部長、鹿児島青税連会、全青税路線を満場一致で支持決まる。

12月11日 静岡県沼津市

荻野会長、奥田副会長、永井組織部長出向、制度問題懇談のち忘年会、会員九名出席。

(荻野弘康記)

## 六十才の情熱

与 田 光 雄 (大分)

七月十五日、箱根で開かれた第六回青年税理士連盟代議員総会に私は個人会員として出席した。箱根の山々の鮮かな緑と共に、私の胸に強く焼付けられた印象を日記帳から拾つて見る。

「私は神奈川県選出の共産党国会議員増本一彦でございます。大蔵委員として、税と税理士制度の民主化のため一生を捧げます」

来賓の各党代議員の祝辞のうち、特に増本代議員の挨拶だけが印象深かつたのは、少しわけがある。

去る三月二十八日朝日新聞欄に書いた「行きすぎた税務署の反面調査」に答えて、福岡国税局から「反面調査は適法」という反論が載せられた。

私はその結着をつけたくて、或る人の紹介で、共産党の大蔵委員荒木、増本両代議員に「現在国会の開会中だから国税庁長官にお尋ねして下さい」という意味の手紙を書いた。

勿論私は共産党員でもなければ又民間顧問でもない只の一匹狼で

すが、私達の仕事のこと、税理士不在の納税者呼出しや調査の事前不通知、又は了解なしの反面調査等々、最近の国税当局の非民主的な傾向に対して税理士として我慢が出来なかつた。

そして、今偶然にも、私が手紙を差上げた増本代議員その人が私の眼の前に挨拶をされている。私はじつと眼を閉じて思いを巡らす、幻しの大蔵委員会。

増本委員「私が税務署長をしていた当時即ち昭和三十六年当時の国税庁長官通達に納税者の了解を得て反面調査をしなければならぬ」とありました。又欧米先進国の租税制度視察団の報告によるも、税務調査はすべて、フェヤブレイ

に行われている様です。十二年前の長官は今よりもかえって民主的でした。現在は反動化していますもっと近代的民主的な調査は出来ないのですか？」

国税庁長官「増本委員のお指摘になつた具体的事例については調査致しますが、今後は、納税者の了解な

い様再び通達致します」

かつて、新任の挨拶廻りの途中自動車事故で相手のタクシーの運転手を殴つたという武勇伝の長官が大蔵委員の前に首をたれる姿が実にいたいたしなかつた。ハッと長い拍手の音に気がついた、束の間幻の大蔵委員会風景は終わった。

そして、懇談会や翌日の参議院への国会陳情等、数々の鮮やかな印象を残して神奈川県大会に別れをつけた。

神奈川県大会後五ヶ月経つた。明日は私の町の小さな税務署での税理士会、それにつづく懇親会、明るい談笑の中で私達の要望を当局に相談しよう「協力の条件」として、納税者の権利を守る、それでこそ、頼もしき哉一匹狼である(六十二才)

※筆者は青税連の会員であるが、最高会員ではない。

### 全国青年税理士連盟

東京都荒川区南千住

5-25-14

電話 03(803) 2328

税理士荻野弘康事務所内

発行人、編集人

会長 荻野弘康